

新型コロナウイルス感染拡大下における季節性インフルエンザの流行に備えた体制整備を求める意見書

政府においては、外出自粛要請や「新しい生活様式」の周知、イベント等の収容人数制限などの対策を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が連日報道されるなど、いまだ収束が見えない状況の中、季節性インフルエンザが流行する季節に移り変わろうとしている。例年、季節性インフルエンザの流行時期には多数の発熱患者が発生しており、特にも今年の冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念される。

季節性インフルエンザにおいては、ワクチンを接種することで重症化を予防する効果があるとされており、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大している本年においては、ワクチンの接種希望者がこれまでより急激に増大することが予想される。

また、令和2年9月4日付け事務連絡として、厚生労働省より都道府県に発出された「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」の中で、発熱症状のある患者の受診方法変更に伴う体制整備に係る基本的な方向性が示されたが、医療機関においては、発熱症状のある患者からの受診相談の対応や医療需要が急増するものと思料される。さらに、季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の発症段階における症状は似ていることから、診断が困難であり、医療体制が脆弱な地方においては、十分な感染予防策を講じ、常時の診療を継続することは困難を極めるため、医療崩壊を引起し兼ねない状況である。

については、国において、引き続き地方公共団体と連携・協力し、医療提供体制の確保・充実を図るため、次の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 インフルエンザワクチン接種希望者が漏れなく接種できるよう国においてワクチンの安定供給を図ること。また、ワクチンの供給地域が偏らないよう配慮すること。
- 2 地域住民に最も身近な一次医療圏の医療体制整備と公的医療機関の拡充を行うこと。また、地方における医師及び医療従事者の確保について、実効性のある制度や方針を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

岩手県陸前高田市議会議長 福田利喜